

## 特別セミナー<通訳ガイドで食べていく方法>(基調報告)

### 【1】訪日外客数

2015年度(1月～12月):1,974万人

**2016年度(1月～12月):2,404万人(21.8%増加)**

### 【2】外国人旅行(インバウンド)取扱額(日本全体)

2015年度(2015年1月～2015年12月):1,210億円

**2016年度(2016年1月～2016年12月):2,019億円(44.0%増加)**

### 【3】会社別取扱額(1,742億円)(49社計)(前年:1,210億円から**44.0%増加**)

(1)JTグループ(15社):750億円(**43.0%**) (前年:518億円から**44.8%増**)

(2)日本旅行:310億円(17.8%) (JR西日本の連結子会社。非上場)

(3)エイチ・アイ・エス:240億円(13.8%)

(4)近畿日本ツーリスト:149億円(8.6%)

(5)楽天:77億円(4.4%)

(6)東部トップツアーズ:62億円(3.6%)

(7)阪急交通社グループ(3社):22億円(1.3%)

(8)ANAセールス:21億円(1.2%)

(9)農協観光:19億円(1.1%)

(10)名鉄観光サービス:15億円(0.9%)

### 【4】JTBグローバル・マーケティング・ツアーズ(JTBGMT)

**取扱額:621億円(35.6%) (前年:429億円から44.7%増)**

### 【5】株式会社 ジェイティービー (Japan Tourist Bureau)

ジェイティービー・グループ(150社)を統括する持株会社。(1912年3月12日創立)

1963年(昭和38年)、財団法人日本交通公社の営利部門を分割・民営化し、株式会社日本交通公社として創業。旅行業界では日本最大かつ世界有数の事業規模を有する企業。

#### ●現在の主な株主

(1)公益財団法人日本交通公社

(2)東日本旅客鉄道株式会社

(3)東海旅客鉄道株式会社

(4)JTB 従業員持株会

(5)JTB 協定旅館ホテル連盟

(6)株式会社三菱東京UFJ銀行

(7)株式会社みずほ銀行

(8)一般社団法人日本ホテル協会

(9)ジェイティービー共済組合

(10)株式会社三井住友銀行

(11)日本航空株式会社

(12)九州旅客鉄道株式会社

(13)西日本旅客鉄道株式会社

(14)北海道旅客鉄道株式会社

(15)ANAホールディングス株式会社

(16)JTB 役員持株会

(17)株式会社商船三井

(18)四国旅客鉄道株式会社

●1963年の出資構成

(1)財団法人日本交通公社:37.5%

(2)国鉄:37.5%

(3)金融機関その他:25%

●2015年度(2015年4月～2016年3月期)のグループ連結決算

売上高が前年比1.5%増の**1兆3437億円**で過去最高。

●従業員数:26,646名(グループ全体2016年3月31日現在)

**【6】株式会社 ジェイティービーの歴史**

1912年(明治45年)に、任意法人、ジャパン・ツーリスト・ビューローとして創業。

本部は、東京呉服橋の鉄道院(原敬総裁)内におかれた。

主力業務は外国人誘致。

1927年:社団法人化。

1941年:財団法人「東亜旅行社」に改め。

1943年:社名を「東亜交通公社」に改め。戦時下を反映して「旅行」の文字を消した。

1945年:財団法人「日本交通公社」に改め。

**1963年:財団法人「日本交通公社」から旅行営業部門を分離させて、株式会社日本交通公社が誕生した。**

1964年:訪日外国人向けのパッケージ旅行「サンライズツアー」発売開始。

**1987年:旧国鉄の分割により、国鉄の保有株数が分散化した。**

**JR東日本:21.9%**

**JR西日本:11.6%**

**JR4社(東海、北海道、九州、四国)は、各1%**

**財団法人「日本交通公社」は、37.5%で変わらず。**

**ここから、JTBとJRグループとの仁義なき戦いが始まる。**

1988年:株式会社「日本交通公社」から株式会社「JTB」へ呼称変更。

2001年:株式会社ジェイティービー(JTB Corp.)に改称。

**2006年:新グループ経営体制に移行。分社化。**

2011年:新グループブランドスローガンを「感動のそばに、いつも。」

2011年:JTBグループの中国における旅行会社、交通公社新紀元国際旅行社有限公司が、外資系旅行会社として初めて、中国国内で中国人に対する海外旅行販売の認可を受けた。

**2012年3月12日:JTBグループは創立100周年を迎えた。**

## 【7】ガイドの歴史

1870年代:通訳人、料理人、ヴァレット、荷物運搬人だったガイドは、「ハンディボーイ」「遠行ボーイ」と呼ばれていた。

**1879年:実力あるガイドの同業者団体「開誘社」設立**

**1893年:「ジャパン・ツーリスト・ビューロー」の前身といわれる喜賓会(きひんかい)Welcome Society が設立され、これが現在の日本交通公社に引き継がれている。**

1897年:「東洋通弁協会」設立

1903年:「帝国通弁協会」(帝国ホテル所属のガイド)設立

**1906年:「東洋通弁協会」と「開誘社」が合併**

**1907年:「案内業者取締り規則」が施行され、有資格ガイドが誕生。**

試験科目:外国語、本邦地理、本邦歴史

案内業者は、「徽章ヲ製シ」、就業中、左胸部に着けること。免許証を携帯すること。

1930年頃の合格率は、10%程度であった。

1907年から太平洋戦争開始前までの間に、約1,000名が免許証を下付され、案内業者として登録したが、「単に資格だけ取って置くといふ程度の人が多く」「実際就業しうる者の数」は、1938年末に199名であった。語学別では、英語が最も多く全体の82%の162名であり、次いでフランス語12名、ドイツ語10名、スペイン語8名であった。この内女性は16名であった。

無免許の営業については、「二十五円以下ノ罰金」又は「二十五日以下ノ重禁固」に処すことになっていたが、**無免許ガイドの存在は認められながらも、彼らが処罰された様子は一切なかった。(→現在の国交省に引き継がれている！)**

1915年:「全日本外賓通訳業連合組合」が組織された。

**1939年:「日本観光通訳協会(JGA)」が設立。1940年に社団法人化。**

1947年:内務省の解体とともに、「案内業者取締り規則」も廃止された。

**1949年:「通訳案内業法」が公布、施行された。**

第1回通訳案内業試験が、東京、京都、福岡で実施され、合格者は129名。内、女性は14名。合格率は、10%~20%だった。

1950年~1970年:1964年には、東京オリンピック開催もあり、インバウンドは活況を呈し、ガイドは多忙を極め、高給で雇われた。年間就業日数300日というガイドも多くいた。

また、大学を卒業したばかりの20代初めのガイドでも、大企業の部長並みの給与が支払われていた。JTBには、全国に約180名の専属ガイドがいて、現在では信じられないことであるが、準社員としての待遇(健康保険、社会保険完備、最低給与保証)を享受していた。

1ドル=360円だったということもあり、ガイドの収入の半分以上がチップだった者もいて、JTBの常務並みの月収(約80万円)を得ていたという伝説話もある。**通訳ガイドのゴールデンエイジ(黄金期)と言われるのは、この頃のことである。**

無資格ガイドも多数いて、JTB京都支店では、無資格ガイドが有資格新人ガイドをあごで使っていたという笑えない話も残っている。無資格ガイド(ヤミガイド)を多数使うJTBが、「ヤミの御三家」と呼ばれ始めたのもこの時期である。

- 2006年:1997年に制定された「**外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律**」の特例として「**地域限定通訳案内士**」制度が2006年に施行された。6道県(北海道、岩手県、栃木県、静岡県、長崎県、沖縄県)で「地域限定通訳案内士」試験が実施された。沖縄県を除き、現在、休止中。
- 2011年:政府の新成長戦略に基づき、総合特区制度を実現するための「**総合特別区域法案**」が閣議決定され、同年8月に施行された。「**特区通訳案内士**」は、総合特区内において、通訳案内士の資格を取得していなくても有償でガイド業務が認められる通訳案内士である。
- 2012年:「**沖縄振興特別措置法**」「**福島復興再生特別措置法**」「**奄美群島振興開発特別措置法**」により、「**特例通訳案内士**」制度が創設。
- 2014年:「**小笠原諸島振興開発特別措置法**」「**中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律**」により、「**特例通訳案内士**」制度が創設。

### 【解説】

2009年～2010年にかけて、観光庁の「通訳案内士にあり方に関する検討会」を経て、業務独占廃止を含む「新ガイド」法案が閣議決定され、観光庁は、法案の国会での成立を画策したが、内閣法制局の反対にあつて、あえなく廃案になってしまった。

そこで、観光庁は、当時の民主党政権の目玉政策であった「総合特別区域法」に目をつけ、まず、特区内から、通訳案内士制度の崩壊を目指したということである。

### 【現在の動き】

現在、観光庁では、業務独占廃止を前提とした通訳案内士法改悪法案の作成中であり、2017年の通常国会での成立を目指している。

本法案が成立してしまうと、現在でさえ、無法地帯となっているガイド市場に、無資格ガイド(ヤミガイド)が大手を振って参入することになり、有資格ガイドとヤミガイドは、限られた仕事を求めて仁義なき価格競争を強いられることになる。

旅行会社(エージェンツ)は、これ幸いとばかりに、ガイドを安い料金でこき使えることになり、生活保護レベル以下が大半を占める有資格ガイドは、完全に**日雇いルンペン・プロレタリアート**に転落してしまうことになる。

### ●「通訳案内士の就業実態等について」

観光庁が2014年12月に公開した「通訳案内士の就業実態等について」によると、通訳案内士の年収は、200万円以下が約6割(57.5%)を占め、多くの通訳案内士が経済的に恵まれていない現状が明らかになりました。

<http://www.mlit.go.jp/common/001066340.pdf>

**We will make guides' status great again!**

## 【7】雇用問題

### ●JTBグループにおける雇用条件改悪の流れ

(1)1960～1970年代:直接雇用の準社員待遇(社会保険等完備)、最低月収保証

(2)～2010年:直接雇用の1年契約の契約社員

**2011年度より、基本的に、会社側に有利な「業務受委託契約」に基づく形態に変更しました。**

#### ・契約のあり方

弊社と個人事業主である皆様との間で2011年度基本契約として「包括的な業務受委託契約」を締結。個々の業務の受委託関係については、その都度「業務依頼書」「業務受注書」にて依頼条件を相互確認の上成立する。尚、業務受委託契約ではなく派遣社員契約、臨時社員契約が必要な業務の場合には、その都度案内し必要な契約を締結する。

#### ・報酬料金タリフ(tariff)のあり方

従来の報酬料金タリフを「標準報酬タリフ」として契約更改時に提示し、契約年度内のすべての依頼業務に適用することを努力する。但し、個々の案件においては、その案件の競合状況、業務内容、勤務場所などにより、個別に「標準報酬タリフ」とは異なる報酬などの依頼条件を提示する場合がある。その場合、双方合意した場合に受委託関係が成立する。尚、個別に派遣社員契約、臨時社員契約を締結する場合には、その都度必要な就業規則、賃金規定を別途定める。

#### ・FIT(9名まで)

<4時間以内>20,000(14,000)

<6時間以内>24,000(18,000)

<10時間以内>28,000(20,000)

<13時間以内>34,000(26,000)

#### ・団体(10名以上)

<4時間以内>23,000(16,000)

<6時間以内>27,000(20,000)

<10時間以内>32,000(23,000)

<13時間以内>38,000(29,000)

カッコ内は新規登録者(GMT業務が30日未満のガイド)の研修代金である。

### ●ガイドの雇用形態について

(1)直接雇用:正社員、契約社員、アルバイトなど、使用者と労働者が直接雇用関係にある。

労働関係法規等の適用があり、賃金、労働時間、休日、休暇などについて、労働基準法、最低賃金法などが適用される。労災保険法が適用され、雇用保険法の被保険者となる(原則)。健康保険・厚生年金の被保険者になる(原則)。

(2)間接雇用:派遣労働者のように、使用者と労働者の間に直接雇用関係がなく、第三者が指揮命令を行う雇用形態。**旅行会社と派遣会社から二重に搾取される最悪の雇用関係。ガイドは、派遣会社で働くべきではない。**

(3)委託契約:ガイドは、一般的指揮監督関係に入らず「事業主」として業務の処理を行う。労働基準法上の労働者ではないので、労働関係法規等の適用はない。健康保険・厚生年金の被保険者にはならない。

(4)請負契約:ガイドは、一般的指揮監督関係に入らず「事業主」として独立して仕事を完成させる。労働基準法上の労働者ではないので、労働関係法規等の適用はない。健康保険・厚生年金の被保険者にはならない。

**We will make guides' status great again!**